

生駒市教育委員会会議規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正案
第4条 略	第4条 略 <u>第4条の2 委員は、教育長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に参加することができる。この場合において、当該方法により会議に参加した委員は、前条第1項の指定の場所に参集し、会議に出席した委員とみなす。</u>